

岩国市ふるさと応援寄附金特典協力企業募集要領

平成 25 年 5 月 1 日施行
平成 26 年 7 月 1 日改正
平成 27 年 3 月 9 日改正
平成 27 年 4 月 22 日改正
平成 28 年 10 月 26 日改正
平成 29 年 4 月 26 日改正
平成 30 年 6 月 1 日改正
令和 2 年 3 月 25 日改正
令和 4 年 7 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正

1 目的

ふるさと納税の促進と「岩国市」の魅力や地元特産品等の P R 等を行うため、本市にふるさと納税をされた市外の方（以下「寄附者」といいます。）に対し、お礼の品として進呈する商品又はサービス（以下「返礼品」といいます。）の提供に協力していただける企業（以下「協力企業」といいます。）の募集に関し、必要な事項を定めます。

また、本市は、ふるさと納税制度の効率的かつ充実した運用を図るため、下記事業者（以下「委託事業者」といいます。）と協働で取り組むこととし、返礼品の企画、発注、配送管理等の業務を委託事業者に委託して実施します。

[委託事業者]

全国農業協同組合連合会

2 応募の要件

(1) 協力企業

協力企業は、次のいずれの要件も満たす法人又は個人事業者とします。ただし、市が協力企業として適当でないと認めた場合は、これに応募することができないことがあります。

ア 市内に事業所があること。

イ 市税の滞納がないこと。

ウ 代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に定める暴力団員でないこと。

エ 委託事業者の取引条件に対応が可能であること。

(2) 返礼品

返礼品は、次のいずれの要件すべてに該当するものとし、市が返礼品として適当でないと認めた場合は、これに応募することができないことがあります。

ア 「岩国」を感じていただける商品等や、本市の P R や地域産業の振興、地域ブランドの向上につながる要素を持つもの。

イ 市内で生産、製造若しくは加工された物又は市内で提供される体験等のサービスであること。

- ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること（期間限定や数量限定で供給することが可能なものは可とします。）。
- エ 返礼品が飲食物の場合は、商品到着後5日程度の賞味期限が保証できるものであること。
- オ ホームページ等で紹介するにあたり、商品情報（内容量、原産地、原材料、成分、賞味・消費・使用期限等）の開示ができるもの。
- カ 総務省の定める「ふるさと納税制度」の運用の基準に則った商品等であること。
- キ 食品衛生法、食品表示法、商標法、特許法、著作権法等の関連法令を遵守していること。
- ク 返礼品の応募日時点で既に商品化されているもの、若しくは商品化されているものを組み合わせたセット品であり、過去1年間に継続的な販売実績（新商品や新サービスである場合は、類似の商品の販売実績）があること。
- ケ 返礼品が体験型サービスの場合は、次に掲げる要件を全て満たすこと。
 - ① 市内及び市内施設内にてサービスが提供されること。
 - ② 市内の地域資源を利用していること。
 - ③ やむを得ない事由等によりサービスの提供ができない場合は、代替日の設定又は有効期限の延長を行うこと。

(3) 協力企業への代金支払額

市は、寄附金額の3割を上限として返礼品の代金を協力企業へ支払います。
 なお、寄附金額の区分は1,000円単位とし、下限は1万円からとします。

| 寄附金額 | 返礼品の支払上限額 |
|-------------|---------------|
| 10,000円（下限） | 3,000円 |
| 11,000円 | 3,300円 |
| 12,000円 | 3,600円 |
| 13,000円 | 3,900円 |
| ～（上限なし） | ～（寄附金額の3割を上限） |

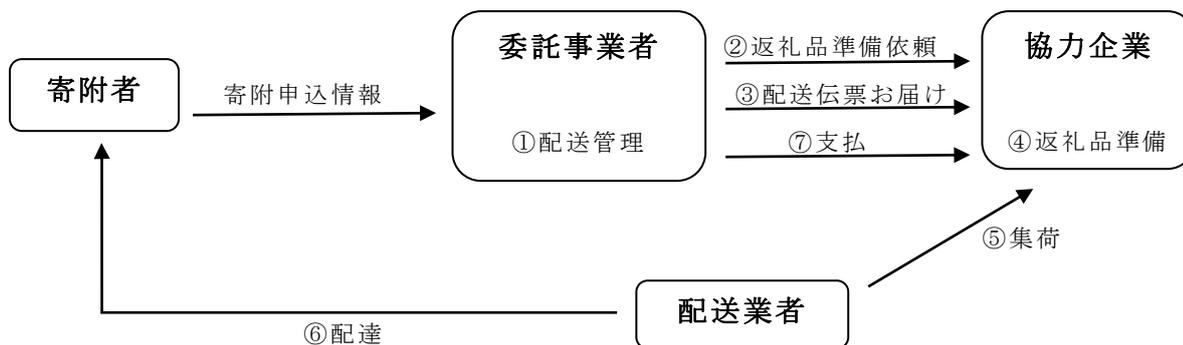
- * 返礼品の発注は、市が買主となり、売主である協力企業に行います。委託事業者からの配送伝票シールの協力企業への配布をもって、市からの発注とみなします。また、返礼品の代金は委託事業者にて支払代行を行います。
- * 配送料の負担はありません。市が配送業者に配送料を支払います。
- * 返礼品の価格には、梱包費、消費税及び地方消費税の額を含むものとします。

3 協力企業のメリット

- (1) 市のホームページやふるさと納税ポータルサイト等に返礼品の画像・商品名、企業名等が掲載されます。
- (2) 市が作成するカタログに商品及び企業名等を掲載します（紙面の都合上、すべての返礼品が掲載できない場合があります。）。
- (3) 返礼品発送時にパンフレットを同封していただくことで、自社商品のPRが可能で

す。ただし、協力企業によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限ります。

4 商品発送の流れ



- ① 寄附者からの申込情報に基づき、委託事業者が配送管理を行う。
- ② 委託事業者より、協力企業へ返礼品の準備依頼メールが送信される。
- ③ 配送業者のドライバーより配送伝票（発注書の代わりとなります。）が届く。
- ④ 返礼品の準備をし、梱包した商品に伝票を貼る。
- ⑤ 配送業者が協力企業の元へ集荷。
- ⑥ 配送業者が寄附者に対し返礼品の配達を行う。
- ⑦ 委託事業者より商品代金が支払われる。（月末締め翌月末払い）

5 募集期間

随時受け付けます。

6 応募方法

下記書類を添付資料とともに、岩国市シティプロモーション課まで提出してください。

- (1) 岩国市ふるさと応援寄附金特典協力企業申請書（様式第1号）
- (2) 岩国市ふるさと応援寄附金に係る返礼品申請書兼変更申請書（様式第2号）
- (3) 応募する商品の写真（画像データ）及びパンフレット等

*画像データは、ホームページやパンフレット等に掲載させていただきます。

7 協力企業の決定

申込内容や企業活動等を総合的に判断して、協力企業を決定し、その結果を当該申込み企業へ連絡します。また、委託事業者との間で取引条件の確認や返礼品に関する詳細な打合せ等を行っていただきます。

8 登録内容の変更

登録した企業情報や返礼品の内容等に変更があった場合は、下記書類を岩国市シティプロモーション課へ届け出てください。

- (1) 企業情報に変更があった場合

岩国市ふるさと応援寄附金特典協力企業変更申請書（様式第3号）

(2) 返礼品の内容に変更があった場合

岩国市ふるさと応援寄附金に係る返礼品申請書兼変更申請書（様式第2号）

9 個人情報の保護

協力企業は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守してください。

※市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。

10 その他留意事項

(1) 協力企業は、あらかじめ申込みした返礼品を変更・辞退する場合や、返礼品に関して発送の遅延、販売中止、品質及び送付過程等で事故等の問題が発生した場合には速やかに報告してください。

(2) 協力企業は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情内容について市へ報告するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は、一切責任を負いません。

(3) 市は、申込み内容に虚偽があった場合及び市に損害を及ぼす行為があった場合には、登録を中止します。

(4) 市は、協力企業又は返礼品が本要領2に定める要件に適合しなくなったと認める場合、その登録を中止することがあります。

(5) 商品PRのため、いただいた返礼品の画像データを市ホームページやふるさと納税ポータルサイト、カタログ等に掲載させていただきます。

11 申込・問合せ先

〒740-8585 岩国市今津町一丁目14番51号

岩国市産業振興部シティプロモーション課 プロモーション推進班

TEL：0827-29-5012

e-Mail：iwakuni-furusato@city.iwakuni.lg.jp